

基本指針について

- (注) ●:地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案関係
○:介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」関係
□:地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針関係
△:その他、基本指針の検討にあたって考慮すべき要素

5. 構成等の見直し案

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項		
一 地域包括ケアシステムの基本的理念	一 地域包括ケアシステムの基本的理念	● 地域共生社会の理念 ○ 制度改正の理念「自立支援、介護予防・重度化防止」の明示
1 介護給付等対象サービスの充実・強化	2 介護給付等対象サービスの充実・強化	○ 退院時調整等に関する地域包括支援センターの役割
2 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備	3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備	△ コーディネーター等の具体的活動 □ 医療・介護の提供体制の整備に関する、住宅施策との連携、「まちづくり」の一環としての位置づけ
3 介護予防の推進	4 日常生活を支援する体制の整備	
4 日常生活を支援する体制の整備	5 高齢者の住まいの安定的な確保	
5 高齢者の住まいの安定的な確保		
二 認知症施策の推進		
三 二千二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標	二 二千二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標	□ 医療計画との同時改定を踏まえた整合性の確保の必要性、そのために協議の場を持つ必要性
四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり	三 医療介護総合確保法に基づく計画、医療計画との整合性の確保	○ 地域包括支援センターが行うマネジメント支援については、地域全体をターゲットとすることが適当 ○ 地域ケア会議の内容や機能の明確化
五 地域包括ケアシステムの構築を進める人材の確保及び資質の向上	四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進	○ 地域包括支援センター職員、認知症施策のための人材育成 ○ 新オレンジプランに基づく認知症の容態に応じた循環型の仕組みの構築等の施策 △ 高齢者虐待の防止(家族支援)
六 介護サービス情報の公表	五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上	
七 介護給付の適正化	六 認知症施策の推進	
八 市町村相互間の連携及び市町村と都道府県との間の連携	七 高齢者虐待の防止等(新設) 八 介護サービス情報の公表 九 効果的・効率的な介護給付の推進 十 都道府県による市町村支援等	● 都道府県による、市町村が行う地域課題の分析等の支援(研修や地域分析の支援、医療職の派遣等のための調整)
	十一 市町村相互間の連携	

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項 一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化 2 平成三十七年度の推計及び第六期の目標 (一)平成三十七年度の推計 (二)第六期の目標 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 (一)市町村関係部局相互間の連携 (二)市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催 (三)被保険者の意見の反映 (四)都道府県との連携 4 要介護者等地域の実態の把握 (一)被保険者の現状と見込み (二)保険給付の実績把握と分析 (三)調査の実施 (四)地域ケア会議の活用	一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等地域の実態の把握 (一)被保険者の現状と見込み (二)保険給付の実績把握と分析 (三)調査の実施 (四)地域ケア会議における課題の検討 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 (一)市町村関係部局相互間の連携 (二)市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催 (三)被保険者の意見の反映 (四)都道府県との連携 4 平成三十七年度の推計及び第七期の目標 (一)平成三十七年度の推計 (二)第七期の目標	● データ分析に基づく課題分析等から始まるPDCAサイクルの重要性 ○ 議論に基づく施策反映の重要性 ○ 都道府県による調査実施支援 △ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の積極的活用、介護離職や家族等の介護者の観点も踏まえた調査 ○ 地域ケア会議の内容や機能の明確化 △ 協議体やコーディネーターによるニーズの把握 △ 防災部局、障害部局 △ 関係者としての家族、計画作成委員会等における意見集約の重要性 □ 広域的調整の観点からの協議の場、都道府県医療政策部門との協議の場 ○ 地域医療構想との整合性

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
5 日常生活圏域の設定 6 他の計画との関係 (一)市町村老人福祉計画との一体性 (二)市町村計画との整合性 (三)市町村地域福祉計画との調和 (四)市町村障害福祉計画との調和 (五)市町村健康増進計画との調和 (六)市町村高齢者居住安定確保計画との調和 (七)社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(社会福祉法第八十九条第一項に規定する基本指針をいう。以下「福祉人材確保指針」という。)を踏まえた取組 (八)介護雇用管理改善等計画(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十二号)第六条第一項に規定する介護雇用管理改善等計画をいう。以下同じ。)を踏まえた取組 7 その他 (一)計画期間と作成の時期 (二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発 (三)達成状況の点検及び評価	5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 6 日常生活圏域の設定 7 他の計画との関係 (一)市町村老人福祉計画との一体性 (二)市町村計画との整合性 (三)市町村地域福祉計画との調和 (四)市町村障害福祉計画との調和 (五)市町村健康増進計画との調和 (六)市町村高齢者居住安定確保計画との調和 (七)社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(社会福祉法第八十九条第一項に規定する基本指針をいう。以下「福祉人材確保指針」という。)を踏まえた取組 (八)介護雇用管理改善等計画(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第六条第一項に規定する介護雇用管理改善等計画をいう。以下同じ。)を踏まえた取組 8 その他 (一)計画期間と作成の時期 (二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	● 目標の達成状況の住民への公表、PDCAへの活用(地域の実態の把握に基づく課題分析、目標と取組内容の記載、リハ職との連携等による自立支援・介護予防施策の推進、達成状況等の評価) ● 地域共生社会の実現に向けた、地域福祉との整合性 ● 地域共生社会の実現に向けた、障害福祉施策との整合性 △ 市町村高齢者居住安定確保計画(サービス付き高齢者向け住宅等に関する計画)の法定化 △ 計画期間等の時点修正

※ 現在、国会に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が提出されており、国会の審議を経て成立した場合、「市町村賃貸住宅供給促進計画との調和」を追加する予定

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み (一)各年度における介護給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み (二)各年度における予防給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み 3 各年度における地域支援事業の量の見込み (一)総合事業の量の見込み (二)包括的支援事業の事業量の見込み	二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み (一)各年度における介護給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み (二)各年度における予防給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み 3 各年度における地域支援事業の量の見込み (一)総合事業の量の見込み (二)包括的支援事業の事業量の見込み 4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等の適正化への取組及び目標設定(新設)	△ 総合事業の扱いについて時点修正 ○ 地域包括支援センターの人員体制の見直しに配慮した事業量の見込み ● 地域の実情に応じて、高齢者の自立支援と介護予防等に向けた具体的な取組内容やその目標 ● 計画に記載した目標の達成状況の評価の必要性

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 (一)在宅医療・介護連携の推進 (二)認知症施策の推進 (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四)高齢者の居住安定に係る施策との連携 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 (一)関係者の意見の反映 (二)公募による事業者の指定 (三)報酬の独自設定 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 (一)地域支援事業に要する費用の額	三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 (一)在宅医療・介護連携の推進 (二)認知症施策の推進 (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四)地域ケア会議の推進(新設) (五)高齢者の居住安定に係る施策との連携 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 (一)関係者の意見の反映 (二)公募及び協議による事業者の指定 (三)報酬の独自設定 (四)人材の確保及び資質の向上(新設) 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 (一)地域支援事業に要する費用の額	● 地域共生社会の理念 □ 医療・介護提供体制整備について、住宅・居住施策との連携やまちづくりの視点の必要性 ○ 認知症の施策について、新オレンジプランに基づく循環型の仕組みを構築していく観点を盛り込む等、各地域で計画的に取り組む必要性 ○ 家庭や社会への参加を促し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、QOLの向上を目指す介護予防の重要性 ○ 高齢者の社会参加の効能 △ コーディネーターと協議体の具体的な活動 ○ 地域ケア会議の内容や機能の明確化 ● サービスの新規参入が不当に抑制され、健全な競争環境が阻害されることのないよう留意しつつ、また、サービス事業者の質の担保の観点も踏まえた、市町村協議制や事業者指定への保険者の関与 △ 国や都道府県と連携して人材確保の推進や質の向上に努める必要性 △ サービス単価の設定に関する考え方

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
(二)総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス(以下「訪問型サービス等の総合事業」という。)の種類ごとの見込量確保のための方策 (三)地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価 (四)総合事業の実施状況の調査、分析及び評価 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 (一)介護給付等対象サービス (二)総合事業 (三)地域包括支援センターの設置及び適切な運営 5 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 6 市町村独自事業に関する事項 (一)保健福祉事業に関する事項 (二)市町村特別給付に関する事項 7 介護給付の適正化に関する事項 8 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	(三)総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス(以下「訪問型サービス等の総合事業」という。)の種類ごとの見込量確保のための方策 (三)地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価 (四)総合事業の実施状況の調査、分析及び評価 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 (一)介護給付等対象サービス (二)総合事業 (三)地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価 5 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 6 市町村独自事業に関する事項 (一)保健福祉事業に関する事項 (二)市町村特別給付に関する事項 7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	△ 総合事業について、協議体やコーディネーターによる確保の重要性 △ 担い手の確保の重要性 ● 地域包括支援センターの評価の義務化、評価に基づく体制整備 ○ 介護離職防止のための、仕事と介護の両立不安等に対する相談支援の充実強化(土日祝日の開所、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施、企業との連携)、これらの取組の円滑な実施を促すための環境整備の重要性 △ 人員体制 ● 経過措置期間について修正

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項 一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化 2 平成三十七年度の推計及び第六期の目標 (一)平成三十七年度の介護人材等の推計 (二)第六期の目標 (三)施設における生活環境の改善 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備 (一)都道府県関係部局相互間の連携 (二)都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催 (三)市町村との連携 4 要介護者等の実態把握 5 老人福祉圏域の設定	一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等の実態把握 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備 (一)都道府県関係部局相互間の連携 (二)都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催 4 市町村支援 5 平成三十七年度の推計及び第七期の目標 (一)平成三十七年度の介護人材等の推計及び確保 (二)第七期の目標 (三)施設における生活環境の改善 6 老人福祉圏域の設定	● 市町村が保険者機能を果たせるよう、市町村によるデータ分析に基づく課題分析等に対する都道府県による支援の重要性 ○ 市町村支援のためのデータ整備・提供、集計の重要性 △ 防災部局、障害部局 △ 関係者としての家族 ● 都道府県計画策定における市町村支援の必要性(市町村が行う高齢者の自立支援と介護予防等に向けた取組に対する、都道府県による支援の具体的な内容や目標を都道府県の計画に記載する必要性) ● 在宅介護・医療連携事業、認知症施策や権利擁護事業等の推進のための市町村支援 □ 老人福祉圏域と二次医療圏域とを可能な限り一致させるよう努めることの重要性

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
6 他の計画との関係 (一)都道府県老人福祉計画との一体性 (二)都道府県計画との整合性 (三)医療計画との整合性 (四)都道府県地域福祉支援計画との調和 (五)都道府県障害福祉計画との調和 (六)都道府県医療費適正化計画との調和 (七)都道府県健康増進計画との調和 (八)都道府県住生活基本計画との調和 (九)都道府県高齢者居住安定確保計画との調和 (十)福祉人材確保指針を踏まえた取組 (十一)介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組 7 その他 (一)計画期間と作成の時期 (二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発 (三)達成状況の点検及び評価	7 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 8 他の計画との関係 (一)都道府県老人福祉計画との一体性 (二)都道府県計画との整合性 (三)医療計画との整合性 (四)都道府県地域福祉支援計画との調和 (五)都道府県障害福祉計画との調和 (六)都道府県医療費適正化計画との調和 (七)都道府県健康増進計画との調和 (八)都道府県住生活基本計画との調和 (九)都道府県高齢者居住安定確保計画との調和 (十)福祉人材確保指針を踏まえた取組 (十一)介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組 9 その他 (一)計画期間と作成の時期 (二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	● 目標の達成状況の住民への公表、PDCAへの活用(地域の実態の把握に基づく課題分析、目標と取組内容の記載、リハ職との連携等による自立支援・介護予防施策の推進、達成状況等の評価) ● 地域共生社会の実現に向けた、地域福祉と の整合性 ● 地域共生社会の実現に向けた、障害福祉施策との整合性の確保 △ 計画期間等の時点修正

※ 現在、国会に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が提出されており、国会の審議を経て成立した場合、「都道府県賃貸住宅供給促進計画との調和」を追加する予定

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項 1 老人福祉圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み 3 老人福祉圏域を単位とする広域的調整 4 市町村介護保険事業計画との整合性の確保	二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項 1 老人福祉圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み 3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等の適正化への支援及び目標設定(新設) 4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整 5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保	△ 介護療養病床等から新型施設への転換について、総量規制の対象外とすることの必要性 ● 計画に記載した目標の達成状況の評価の必要性 □ 協議の場等の必要性
三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項 (一)在宅医療・介護連携の推進 (二)認知症施策の推進 (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四)介護予防の推進 (五)高齢者の居住安定に係る施策との連携	三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項 (一)在宅医療・介護連携の推進 (二)認知症施策の推進 (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四)地域ケア会議の推進(新設) (五)介護予防の推進 (六)高齢者の居住安定に係る施策との連携	● 地域共生社会の理念 □ 医療・介護提供体制整備について、住宅・居住施策との連携やまちづくりの視点の必要性 ● 市町村が行う在宅医療・介護連携推進事業に対する支援、市町村単独では実施困難な事業や複数の市町村にまたがる調整に関する広域的な支援等の必要性 ○ 認知症の施策について、新オレンジプランに基づき循環型の仕組みを構築していく観点を盛り込む等、各地域で計画的に取り組む必要性 ○ 地域ケア会議の内容や機能の明確化 ● リハ職等専門職の広域的調整に係る関係団体との連携、体制構築

基本指針について

現行(旧)	見直し案(新)	見直し案に考慮すべき要素(例)
2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項 (一) 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項 (二) ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項 (三) ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項	2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項 (一) 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項 (二) ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項 (三) ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項	□ 在宅医療・介護連携の核となる人材(医療と介護の両分野に精通し、各分野における連携を推進できる人材等) △ 介護離職防止の実現に向けた、介護支援専門員の資質向上
4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 5 介護サービス情報の公表に関する事項 6 介護給付の適正化に関する事項 7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 5 介護サービス情報の公表に関する事項 6 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	● 経過措置期間について修正

社会保障審議会 介護保険部会(第71回)	参考資料1 平成29年2月27日
-------------------------	---------------------

基本指針について (参考資料)

介護保険事業(支援)計画について

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間で1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

国の基本指針(法第116条、平成27年厚生労働省告示第70号)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める

※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設入所者生活介護
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

介護保険制度における市町村及び都道府県の役割

介護保険制度では、市町村を保険者としつつ、国、都道府県等が、役割に応じて市町村を重層的に支える仕組みとなっている。

市町村の役割

- 介護保険制度創設時に、介護サービスの地域性や市町村の老人福祉や老人保健事業の実績、地方分権等の流れを踏まえ、国民に最も身近な行政単位として、介護保険の保険者とされた。
- 3年を一期として介護保険事業計画を策定し、サービスの見込み量の推計等を行うとともに、保険料を設定。

都道府県の役割

- 介護保険法第5条において、「介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない」とされており、介護保険事業の保険給付の円滑な実施の支援のための介護保険事業支援計画を策定
- その他、財政安定化基金の設置、報告徴収の実施、事業者の指定、費用負担等、給付と負担の両面において役割を担っている。

介護保険法（平成9年法律第123号）

（国及び地方公共団体の責務）

第五条（略）

- 2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

第5期及び第6期介護保険事業計画の改正点

第5期計画の改正点

- 計画策定に当たり、地域の課題・ニーズを的確に把握するために日常生活圏域ニーズ調査等を実施することを法律上に明記。
- 地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して位置づける。
- 「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）に基づき、記載事項の一部を努力義務化。

第6期計画の改正点

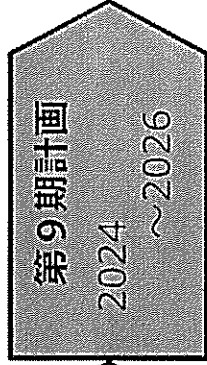
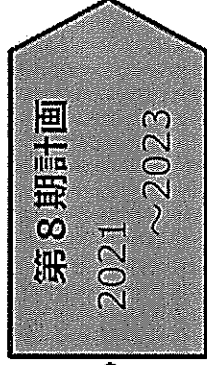
- 2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化。
- 2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載し、中長期的な視点に立った施策の展開を図ることとする。

団塊世代が65歳に

団塊世代が75歳に

2015 (H27)

2025 (H37)



＜介護保険事業計画に2025年までの見通しを記載＞

(参考) 医療計画のスケジュール

地域医療構想 (2025年まで)



第6期計画のポイント（市町村）

①2025年のサービス水準等の推計

各保険者は計画期間中の給付費を推計して保険料を算定するだけでなく、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年のサービス水準、給付費や保険料水準なども推計し、市町村介護保険事業計画に記載する。

推計に当たっては、各保険者におけるサービスの充実の方向性、生活支援サービスの整備等により2025（平成37）年度の保険料水準等がどう変化するかを検証しながら行うこと。

②在宅サービス・施設サービスの方向性の提示

「地域包括ケア計画」として、在宅サービス、施設サービスをそれぞれの地域で今後どのような方向性で充実させていくか、地域の特徴を踏まえて中長期的な視点をもって各保険者として方向性を提示する。

その際には、75歳以上高齢者、認知症の高齢者など医療と介護の両方を必要とする人の増加に対応し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス及び小規模多機能型居宅介護などの普及が重要。

③生活支援サービスの整備

日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、ボランティア、NPO、協同組合等の多様な主体による多様な生活支援サービスを充実強化するための取組を記載する。

平成29年4月までに新しい総合事業を開始し、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を第6期中に事業へ移行することを踏まえ、コーディネータの配置などにより、地域づくりを積極的・計画的に進めることを期待。

④医療・介護連携・認知症施策の推進

新たに地域支援事業に位置付けられる医療・介護連携の機能、認知症への早期対応などについて必要な体制の整備など各市町村の第6期における取組方針と施策を示す。第6期期間中に取組可能な市町村から順次具体的に実施。

⑤住まい

高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護などサービス提供の前提となる住まいに関して、今後どのような方向性で充実させていくか、保険者として方向性を提示する。その際、市町村及び都道府県の住宅関係の計画担当部局、介護保険部局との連携を図る。

第6期計画のポイント（都道府県）

①医療・介護連携等の市町村支援

市町村の地域支援事業に新たに医療・介護連携等が位置付けられるが、在宅医療体制の整備や医療・介護連携に向けた取組などはこれまで市町村になじみがないことから、都道府県がより広域的な立場から行う市町村への後方支援・広域調整の具体的取組を明確に示す。

②2025年の人材推計

今後更にサービス量の増大が見込まれる2025年に向けて介護人材の確保と資質の向上を図ることが必要であることから、市町村のサービス量見込を踏まえて、各都道府県の計画期間中・2025年の介護人材等の必要量を推計する。併せて、その結果必要となる介護人材の確保・育成のための具体的取組を示す。

③医療計画との整合性

高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の一体的な確保を図るために、都道府県が策定する医療計画と介護保険事業支援計画を一体的に強い整合性を持った形で策定することを踏まえ、地域医療構想の指針を見ながら医療計画との連携の密度を高めていく。

④高齢者居住安定確保計画との調和

高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護などのサービスが提供される前提となる住まいに関して、市町村介護保険事業計画を踏まえた供給目標や取組を示す。その際には公営住宅、高齢者に対する賃貸住宅や老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等）の整備活用が重要。そのため、都道府県の住宅関係の計画担当部局、市町村の介護保険部局及び住宅担当部局との連携を図る。

第6期 介護保険事業(支援)計画 基本指針の構成

前文

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一 地域包括ケアシステムの基本的理念

- 1 介護給付等対象サービスの充実・強化
 - 2 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
 - 3 介護予防の推進
 - 4 日常生活を支援する体制の整備
 - 5 高齢者の住まいの安定的な確保
- 二 認知症施策の推進
- 三 二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標
- 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり
- 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上
- 六 介護サービス情報の公表
- 七 介護給付の適正化
- 八 市町村相互間の連携及び市町村と都道府県との間の連携

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

- 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化
- 2 平成三十七年度の推計及び第六期の目標
- 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
- 4 要介護者等地域の実態把握
- 5 日常生活圏域の設定
- 6 他の計画との関係
- 7 その他

二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

- 1 日常生活圏域
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 3 各年度における地域支援事業の量の見込み

三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

- 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
(一)在宅医療・介護連携の推進 (二)認知症施策の推進
(三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
(四)高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
- 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
- 5 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
- 6 市町村独自事業に関する事項
- 7 介護給付の適正化に関する事項
- 8 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

- 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化
- 2 平成三十七年度の推計及び第六期の目標
- 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備
- 4 要介護者等の実態把握
- 5 老人福祉圏域の設定
- 6 他の計画との関係
- 7 その他

二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項

- 1 老人福祉圏域
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 3 老人福祉圏域を単位とする広域的調整
- 4 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項

- 1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項
(一)在宅医療・介護連携の推進 (二)認知症施策の推進
(三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
(四)介護予防の推進 (五)高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
- 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項
- 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 5 介護サービス情報の公表に関する事項
- 6 介護給付の適正化に関する事項
- 7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

第四 指針の見直し

別表

第7期介護保険事業計画の策定プロセスと支援ツール

《「見える化」システム》

